

大韓民国産及び中華人民共和国産 溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税

令和4年12月8日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

調査の概要

- 令和3年6月から、政府において、関税定率法第8条に基づき、**大韓民国**（以下「韓国」という。）産及び**中華人民共和国**（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産**溶融亜鉛めっき鉄線**に関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、**調査を実施**。
- 調査において、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線が、当初の調査対象貨物（鉄又は非合金鋼の線材を原材料とする溶融亜鉛めっき鉄線）と実質的に同一であると認められたことから、**令和4年4月28日に調査対象貨物を拡大**。
- 本年12月8日から、**韓国産については、9.8%～24.5%、中国産については26.5%～41.7%のAD税の賦課（5年間）を開始**したところ。

調査対象貨物

- ・溶融亜鉛めっき鉄線
- ・輸入統計品目番号：輸入統計品目番号：7217.20-019又は7229.90-990
（協定税率：無税）

調査対象期間

- ・不当廉売された貨物の輸入の事実：令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ・当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実：平成28年4月1日～令和3年3月31日

溶融亜鉛めっき鉄線の概要

溶融亜鉛めっき鉄線とは

- **亜鉛めっき鉄線**とは、伸線工程を経た鉄線に防さびのための亜鉛めっきを施したもの。
- 亜鉛めっきは、「**溶融亜鉛めっき**」と「**電気亜鉛めっき**」の2種類に大別され、そのうち「**溶融亜鉛めっき**」は**高温で溶かした亜鉛の槽に鋼材を浸漬させた後、冷却することで亜鉛めっきを施す**工程を指す。
(※) 電気亜鉛めっきは、鋼材を亜鉛めっき液に浸してから、電気を通すことで亜鉛めっきを施す。
- 溶融亜鉛めっき鉄線の国内生産者は6社。

【溶融亜鉛めっき鉄線の外観】



(写真提供：国内生産者)

溶融亜鉛めっき鉄線の主な用途

- 溶融亜鉛めっき鉄線は、主として**金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、亀甲金網）**や**各種有刺鉄線**、さらには**パルプ結束線等の結束用途**に用いられる。

【金網】



(写真提供：国内生産者)

溶融亜鉛めっき鉄線産業の現状

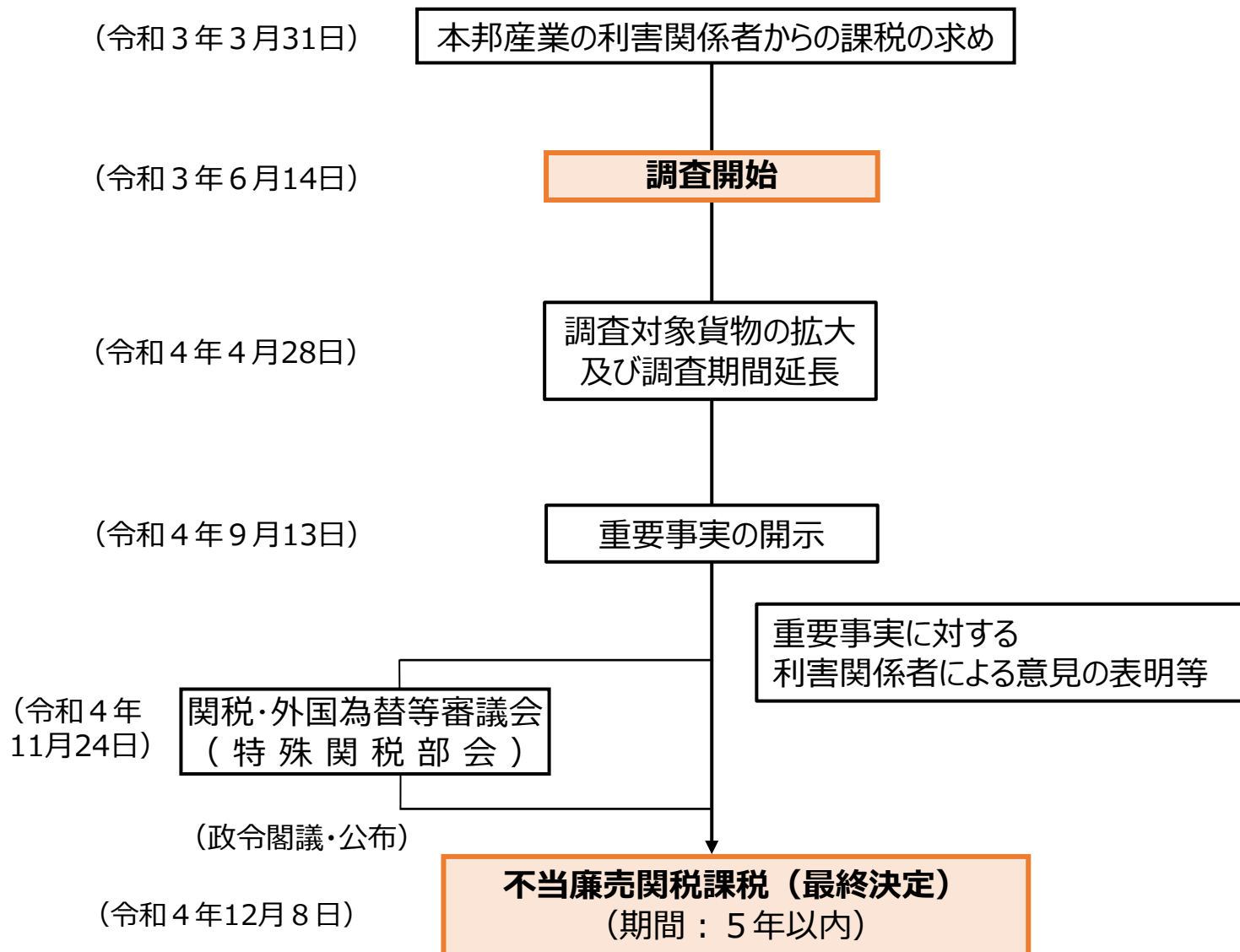
溶融亜鉛めっき鉄線産業の現状(調査対象期間:平成28年度～令和2年度)

- 我が国における韓国産・中国産溶融亜鉛めっき鉄線の**輸入量**は、**平成28年度の29,897トンから令和2年度には43,099トンに増加**しており、**国内需要量に占める市場占拠率が上昇**した。
- 我が国における溶融亜鉛めっき鉄線の需要が調査対象期間を通じて大きな変化がない中、**不当廉売された調査対象貨物の輸入量は増加し、国産品の国内販売量の減少及び市場占拠率の下落につながった。**
- 調査対象貨物が、**国産品を常に下回る価格で販売**される中、国内生産者は**製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、また、販売機会を失ったことにより、営業利益は調査対象期間中に減少**した。

まとめ

- 国内生産者は、安価な韓国産・中国産溶融亜鉛めっき鉄線の輸入の影響から販売機会を失う等により、**利潤が悪化**するなどの損害を被っている。
- よって、上記産業の現状も踏まえれば、**不当廉売関税措置の発動による保護の必要**がある。

調査・課税手続の流れ



不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額率の算出

$$\text{不当廉売差額率（\%）} = \left(\frac{\text{（正常価格－輸出価格）}}{\text{輸出価格}} \right) \times 100$$

- 韓国の正常価格及び輸出価格並びに中国の輸出価格
 - 供給者 2 者（韓国 1 者、中国 1 者）
提出された証拠及び情報、並びに現地調査の結果等から算出。
 - その他の供給者
調査当局が知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）によって認定し、供給者の価格のうち現地調査で確認した一部の輸出取引、貿易統計等から算出。
- 中国の正常価格
市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）の企業の価格情報等を用いて算出。

調査結果

- 正常価格と本邦への輸出価格を比較し、輸出価格が正常価格よりも低かったため、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。
- 算出された不当廉売差額率は10.42%～43.42%。

【表 1】 不当廉売差額率

国（供給者名）		不当廉売差額率
韓国	（韓国線材）	10.42%
	（その他の供給者）	26.04%
中国	（ベカルト青島）	29.10%
	（その他の供給者）	43.42%

実質的な損害等の事実

検討

- 不当廉売された貨物の輸入

⇒ 本邦需要に大きな変化がない中(A)、韓国及び中国産品(B)は、調査対象期間において、本邦における市場占拠率を拡大した(D)。

また、本邦産の同種の貨物（本邦産品）を常に下回る価格で輸入され、販売された(G)。

- 本邦産業への影響

⇒ 本邦産業は、取引先への販売機会を失う等により、売上高(H)及び営業利益(I)は大きく減少した。

- 因果関係

⇒ 韓国及び中国以外の国からの貨物による本邦産品の価格への影響などは特に認められず、韓国及び中国からの不当廉売輸入と本邦産業に与える損害との因果関係が認められた。

【表2】 本邦産業の状況

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
本邦需要量(A)	100	98	102	106	97
韓国・中国産品の輸入量(B)	100	98	128	160	144
本邦産品の販売量(C)	100	100	93	89	83
韓国・中国産品の市場占拠率(D)	100	100	125	151	148
本邦産品の価格(E)	100	106	115	117	112
韓国・中国産品の価格(F)	100	107	123	120	116
価格比 (%) (G) *	70～80	70～80	70～80	70～80	70～80
本邦産品の売上高(H)	100	105	107	103	93
本邦産業の営業利益(I)	100	56	40	88	88

凡例：表中、平成28年度の数値を100とする指数を記入((G)を除く)

(G)は、非開示データのため、数値のレンジを表記

* 価格比 (%) (G) = (韓国・中国産品の価格(F) / 本邦産品の価格(E)) × 100

調査結果

- 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

重要事実の開示

重要事実の開示

- 令和4年9月13日、すべての利害関係者に対し、最終決定の基礎となる重要な事実として以下を通知。

重要事実記載事項

- 調査対象貨物、調査対象期間、調査対象事項、経緯等
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項
- 不当廉売された調査対象貨物の輸入と実質的な損害との間の因果関係

(参考) WTOアンチダンピング協定 第6.9条

当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとならないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

利害関係者からの主な意見（重要事実に対する反論）

利害関係者からの反論	調査当局の見解
1. 【総論】 調査対象貨物からの除外要請（輸入者）	
1.5mm超1.9mm以下の線径を、調査対象貨物から除外すべき。	調査対象貨物から1.5mm超1.9mm以下の線径を除外すべきことについて、期限内の証拠の提出はなかった。
2. 【不当廉売輸入の事実】 代替国の正常価格（海外供給者）	
代替国の正常価格の原価要素や算出方法等の非開示部分は、利害関係者の利益の擁護のために開示されるべき。	報告書において、基本的考え方として全ての原価要素と算出方法等を開示済。また、調査の当事者が秘密情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には秘密として取り扱われる。
3. 【不当廉売輸入の事実】 中国の供給者（海外供給者）	
独立経営であり、支配関係のない2者を、1事業体と認識して、不当廉売関税率を同じ税率で算出すべきではない。	同2者は、共通の商業目的を達成するために相互調整が可能のため、不当廉売差額を算出する上で1事業体として取り扱うことが相当である。
4. 【不当廉売輸入の事実】 中国の輸出価格（海外供給者）	
調査に協力しデータの正確性を証明した。データの一部ではなく提出されたデータ全体を使用して輸出価格を算出すべき。	質問状回答及び現地調査において、提出された資料に正確性の確認できないものがあったこと等からすれば、輸出価格に、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）を適用することは妨げられない。
5. 【不当廉売輸入の事実】 韓国の不当廉売差額率（海外供給者）	
韓国線材の不当廉売差額率を計算すると、10.42%ではなく10.39%である。	韓国線材の不当廉売差額率を10.39%とする主張は、控除すべき取引の数量を反映せずに算出されており、計算誤りである。
※ 申請者から、重要事実の内容を支持する意見等並びに海外供給者及び輸入者からの反論に対する再反論の提出あり。	

重要事実の内容を変更する必要はない。

調査結果

- 「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」に関する事実認定が確定。

不当廉売関税の課税

本邦産業保護の必要性

- 不当廉売された貨物の輸入の事実： 有
- 当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実： 有
- 不当廉売関税による本邦産業の保護の必要性を否定する特別の事情： 無

不当廉売輸入による損害から本邦産業を保護するために、不当廉売関税を課する必要性が認められる。

不当廉売関税の課税

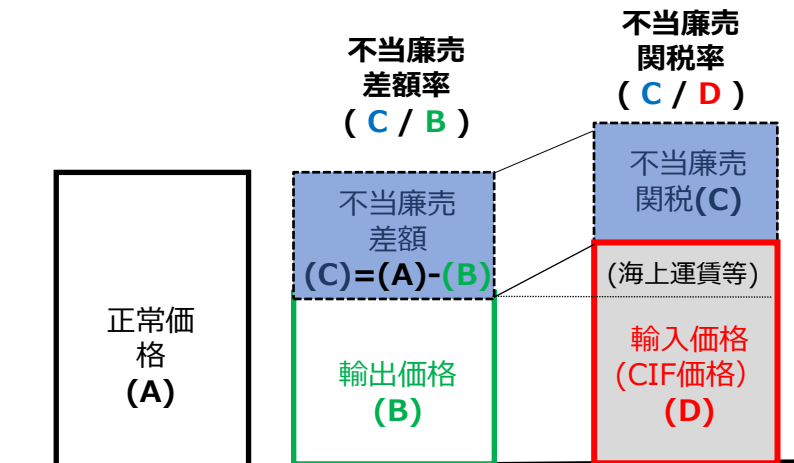
- 不当廉売関税の課税要件を満たしていることから、表 3 のとおり不当廉売関税を課することが適当（期間は、WTOアンチダンピング協定及び関税定率法第 8 条第 1 項で認められた期間内である 5 年間）。

【表 3】不当廉売関税率

国（供給者名）		不当廉売関税率
韓国	（韓国線材）	9.8%
	（その他の供給者）	24.5%
中国	（ベカルト青島）	26.5%
	（その他の供給者）	41.7%

（注）不当廉売関税率 = （不当廉売差額 / 本邦輸入価格） × 100

（参考） 不当廉売差額率と不当廉売関税率の考え方



<参考> 電気亜鉛めっき鉄線が不当廉売関税からの除外を受けるための手続き

電気亜鉛めっき鉄線は今回の不当廉売関税の適用対象から除外されているところ、除外を受けるには、経済産業省令で定める「電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書」及び製造産業局長通達で定める試験結果報告書等を税関に提出する必要がある。

	輸入業者	製造産業局金属課
電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明を受けて亜鉛めっき鉄線の輸入を行おうとする都度、当該貨物を保税地域に搬入するまでの間	申請（郵送又はE-mail） → ＜提出書類＞ ①電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書交付申請書（省令様式） ②亜鉛めっき鉄線の鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果報告書（通達様式） ※上記以外にも、必要に応じて審査に必要な書類の提出を求めることがある。 ← × 不当廉売関税の対象となる ← ◎不当廉売関税の対象から除外される	受領 ↓ ○申請書その他必要な提出書類に形式的な不備がないか確認（申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求める場合がある） ↓ ○電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明のための審査 ↓ （提出された資料により、申請者が輸入しようとする亜鉛めっき鉄線が電気めっきによる工程を経て製造したものであると認められないとき、又は申請者が通達の規定により証明書の交付を行わないこととしている者であるとき） ○証明書を交付しないこととし、申請者に通知 （提出された資料により、申請者が輸入しようとする亜鉛めっき鉄線が電気めっきによる工程を経て製造したものであると認めるとき） ○証明書を交付する（郵送又は手渡し）

(提出書類の様式)

★電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書交付申請書

別記様式（第一条関係）

電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書交付申請書	
経済産業大臣	殿
年 月 日	
申請者 氏名又は名称及び代表者氏名 住所	
下記の亜鉛めっき鉄線は、電気めっきによる工程を経て製造したものであるため、溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号の証明書の交付を受けたく、溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の発給に関する省令第1条の規定に基づき申請します。	
記	
製造業者名：	
製造業者の住所：	
輸出者名：	
輸出者の住所：	
輸入の時期：	年 月 日
輸入港名：	
輸入数量：	MT 輸入金額： 円
仕入書番号：	
証 明 書	
番 号 年 月 日	
経済産業大臣	印
上記申請に係る亜鉛めっき鉄線は電気めっきによる工程を経て製造したものであることを証明する。	

★亜鉛めっき鉄線の鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果報告書

(別記様式)	
輸入しようとする亜鉛めっき鉄線の鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果報告書	
経済産業大臣 殿	
年 月 日	
住所 申請者氏名又は名称及び代表者氏名	
年月日付けを持って申請しました、電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書交付申請書に係る亜鉛めっき鉄線について、試験を行いましたのでその結果を報告します。	
1. 試験の実施機関名及び所在地 ※ 試験機関の概要	
2. 試験内容 ● JIS H8501（1999）に定めるめっきの厚さ試験方法のうち、顕微鏡断面試験方法に準拠した試験方法で実施すること。	
3. 試験結果概要 ※ 試験結果	
*本件連絡先：部署、電話、担当者名を記入のこと	
以上	